

3-ア 土砂等搬入届出書

第11号様式(第10条関係)

土砂等搬入届出書

〇〇年 〇月 〇日

(宛先)春日井市長

「特定事業の計画に係る届出書」と同一の届出者となります。

住 所 春日井市〇〇町〇番地

氏 名 株式会社〇〇

取締役社長 〇〇

(名称及び代表者氏名)

電 話 0568-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年 〇月 〇日付けで届け出た特定事業について、土砂等を搬入したいので、春日井市土砂等の埋立て等に関する条例第13条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所	A市A町A番地
土砂等の採取場所の工事名等	A工場造成工事
今回の搬入量	5,000m ³
土砂等の搬入期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日
土砂等の運搬事業者名	D運送株式会社

1 概要

土砂等を搬入する前までに、使用する土砂等の採取場所等が記入された「土砂等発生元証明書」や土砂等の分析結果で有害物質の基準に適合していることを証明する「有害物質分析結果証明書」等を添付して、第11号様式により届け出る必要があります。

また、届出は同一の採取場所から搬入する土砂等の量が5,000m³に達するごとに、必要となります。

なお、土砂等の採取場所における地歴調査及び土砂調査の方法については、条例施行規則別表第4、又は、啓発チラシ「春日井市土砂等の埋立て等に関する条例 事業者編」の6頁を参照してください。

2 記入要領

- (1) 当該書類は搬入する土砂等の**採取場所及び発生場所ごとに提出すること**。
- (2) また、搬入する土砂等の採取場所及び発生場所が**同一の場合であっても**、その土砂等の量が5000m³を超える場合、**5000m³に達するまでごとに当該「土砂等搬入届出書」を提出すること**。(ただし、有害物質分析結果証明書を省略できる場合は除く。)
- (3) 搬入する土砂等について、**採石法又は砂利採取法に基づき認可を受けている採取場から採取された土砂等**を使用する場合、「**土砂等譲渡証明書**」を添付すること。なお、この場合には、「土地の履歴調査報告書」、「試料採取調書」及び「有害物質分析結果証明書」の添付を省略することができます。
- (4) 搬入する土砂等に「愛知県再生資源の適正な活用に関する要綱」に係る**再生路盤材、建設汚泥改良土、再生路床材又はこれらと同等な産業廃棄物の再生品**(土砂等として使用できる用途に限る。以下、「再生品」という。)を使用する場合は、「**土砂等発生元証明書**」及び当要綱に基づき愛知県に届出した届出書の写しを搬入届出書に添付すること。

また、同様に「愛知県リサイクル資材評価制度実施要領」に係るリサイクル資材(土砂等として使用できる用途に限る。以下、「**あいくる材**」という)を使用する場合も「**土砂等発生元証明書**」及びあいくる材として認定されていることが分かる書類を土砂等搬入届出書に添付すること。

なお、上記の建設汚泥改良土等を使用し、「土砂等発生元証明書」を添付する場合には、「土地の履歴調査報告書」、「試料採取調書」及び「有害物質分析結果証明書」の添付を省略できる場合があります。

- (5) 土質改良プラントからの建設発生土の改良土により埋立てを行う場合、同プラントの改良土を対象とした過去1年以内の溶出基準全項目の計量証明書の写しの添付することで(4)と同じ書類の添付を省略できる場合があります。

土砂等搬入届出書に建設発生土の改良土を対象とした「**土砂等発生元証明書**」及び上述した過去1年以内の溶出基準全項目の計量証明書の写しを土砂等搬入届出書に添付すること。

- (6) 鉱業法により認可を受けている事業場(鉱山)内の地山で採取される土砂等についても(4)と同じ書類の添付を省略できる場合があります。ただし、認可により採掘目的の鉱物がこの条例に規定する有害物質に該当しない場合に限りです。また、同鉱山内

の地山で採取された土砂等を対象とした過去 1 年以内の土壌等溶出基準の全項目の計量証明書の写しの添付が必要です。

認可を受けている鉱山であることが分かる書類、認可を受けている鉱物が分かる書類及び同鉱山内の地山で採取された土砂等を対象とした過去 1 年以内の土壌等溶出基準の全項目の計量証明書の写しを、「土砂等発生元証明書」とともに土砂等搬入届出書に添付すること。

ア 土砂等の採取場所

搬入する土砂等の採取場所又は発生場所を記入すること。

イ 土砂等の採取場所の工事名等

建設発生土の場合はその工事の名称を記入すること。

ウ 今回の搬入量

今回の「土砂等搬入届出書」に係る量を記入すること。

土砂等の量が5000m³を超える場合、5000m³に達するまでごとに当該届出書を提出する必要があるため、当該欄に記入できる量は5000m³以下となります。(ただし、上記 2-(4)(5)(6)により有害物質分析結果証明書を省略できる場合は除く。)

エ 土砂等の搬入期間

オ 土砂等の運搬事業者名

運搬する事業者名を記入すること。

個人事業主の場合は、＜個人＞と記入し、氏名を記入すること。

運搬事業者が複数の場合、全ての事業者を記入すること。記入欄が足りない場合は、別紙により一覧表を作成し添付すること。

3 添付書類

- ☐ 土砂等発生元証明書（第 5 号様式、p. 18 及び p. 21 記入例参照）又は土砂等譲渡証明書（第 12 号様式、p. 24 記入例参照）の写し
- ☐ 土地の履歴調査報告書（第 3 号様式、p. 26 記入例参照）
- ☐ 試料採取調書（第 4 号様式、p. 28 記入例参照）
- ☐ 有害物質分析結果証明書

土砂等の埋立て等に関する条例施行規則別表第 4 に定める方法により調査した結果に基づくもの。

なお、「別表第 4 に定める方法」とは、土壌汚染対策法に規定する土壌溶出量調査及び土壌含有量調査による方法と同じです。